

## 平成28年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 平成28年3月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成28年3月15日 午前11時18分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
  - 議案第31号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第32号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第33号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第35号 財産の無償貸付けについて
  - 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情報告事項
  1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）への移行について
  2. 平成28年度キッズクラブ入室申請及び保育園入園申請状況について
  3. 小規模保育所開園予定について
  4. 国民健康保険税条例の一部改正について
  5. 平成28年度及び平成29年度の後期高齢者医療保険料の保険料率の改定について
  6. スマートフォン等を活用した情報発信ツール「仮称：かにっ子ナビ」のモデル運用開始について
  7. 美濃金山城跡保存活用計画の策定について
  8. 可児市教育基本計画（後期計画）（案）に関するパブリックコメントの結果についてその他
5. 出席委員 （7名）

委 員 長 板 津 博 之	副 委 員 長 山 田 喜 弘
委 員 亀 谷 光	委 員 富 田 牧 子
委 員 川 上 文 浩	委 員 出 口 忠 雄
委 員 田 原 理 香	
6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉部長	西 田 清 美	教育委員会事務局長	高 木 美 和
健康福祉部参事	井 上 さよ子	こども課長	高 井 美 樹
高齢福祉課長	伊左次 敏 宏	国保年金課長	高 木 和 博
健康増進課長	井 藤 裕 司	文化財課長	長 瀬 治 義
教育総務課長	渡 辺 達 也		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	小 池 祐 功	議会事務局 書記	村 田 陽 子
-------------	---------	-------------	---------

○委員長（板津博之君） ただいまから教育福祉委員会を開会します。

冒頭で、健康福祉部参事より発言を求められておりますので許可します。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 恐れ入ります。さきに文書にて配付させていただきました新生児訪問に関する書類の紛失について、おわびを一言申し上げさせていただきます。

平成28年2月10日に、市が委嘱しております可児市母子保健推進員、この方は助産師資格を持った方を委嘱しておりますけれども、こちらの方に新生児訪問の依頼をいたしました。その依頼書の中の13件の個人情報の紛失が起きました。市民の皆様大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

今後の対応としましては、依頼書の厳重な保管方法であるとか、書類の表記方法に安全な体制に努めるなど、再発防止に努めてまいりたいと思います。大変申しわけございませんでした。

○委員長（板津博之君） この件について何か発言のある方。

○委員（富田牧子君） それで、その母子保健推進員はどういうふうに処分されましたか。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 当面活動は、今停止させていただいております。

今、厳重に保管をする方法の準備をしておりますので、その体制を整えるとともに、せんだって個人情報の研修会を開催いたしました。その辺で十分体制を整え、理解の再度周知を図りまして、また再度の依頼は進めてまいりたいとは思いますが、本人の理解を確認してからにしたいと思います。

○委員（富田牧子君） 福祉の分野では、いろんなところがそういうふうに直接に市がやらないということで、委託をしている方々にやっていただいているんですけど、こんな処分が甘いことでは、私はいけないと思うんですね。はっきりその方は首にさせていただいて、新しい母子保健推進員を入れていただくと。そうしないと、これからちょっとぐらいこういうことをやっても、まあまだ活動できると思われてはやっぱりいけませんので、はっきりと処分はきちっとすると。特に情報をこういうふうな漏えいになるわけですよ、そういうことはね。だから、きちんと情報管理ができないような人は、やってもらってはいけないので、市の仕事から外してもらうというふうにお願ひしたいと思います。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 現状で、さらに研修、理解の個人面談等を進めながら、確実な体制に努めるほうに努力をさせていただきまして体制は整えてまいりたい、そういうふうに思っております。

○委員（川上文浩君） 原因はいろいろ思われるというように書いてありましたが、特定できたわけですか。

○健康福祉部参事（井上さよ子君） 現在のところ個人の保管方法の取り扱いに不備があったというふうに捉えております。確実な100%この原因ということはまだ確認はしておりませんが、多分自宅での保管の不備というふうに考えております。

○委員（川上文浩君） やはり原因追求しないと手の打ちようがないんですね。どこでどう

なったかという原因がわからずに、対応しますと言われても、これは民間企業でいくと非常に説得力がないんです。消費者とかいろんな方に説明するのに、こういう原因があつて可能性はこうです。だから、今後こう対処しますというようなので、やはりその可能性というものを決めないと、多分その方の保管方法が悪くてということになってくると、今の富田委員の言われるようなことにもなってくるんですよ。

だから、きちっと原因を追求して、思われる原因、2つなら2つぐらい特定して、それに対してきちっと今後どう対応しますということじゃないと、やはりそっちに議論が行っても仕方がないのかなというふうに思いますので、もう一度しっかりと、これは特定するまでやったほうがいいと思いますよ。原因は、例えばこれとこれとこれが考えられます。それに対してこうですという方向を出されたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

**○健康増進課長（井藤裕司君）** 本当にこのたびの書類の紛失については、大変迷惑をかけて申しわけございませんでした。

先ほど参事のほうから話がありましたように、母子保健推進員が最終の訪問先を訪問したときにはその書類を当然確認しておりました、それで訪問を終えております。それから御自宅に帰られて、自宅で次の訪問先の方から連絡等がありましたので、そういったところで連絡をとっているときに、その書類をどういうふうに見たのかというのが記憶がないということで、基本的にはこの最終の訪問先と、それから御自宅がなくなった原因の場所ではないかということで、市の職員2人もあわせまして本人と、まず最終訪問先のお宅には訪問した部屋にも入れていただき、それからそれ以外のところも、訪問先の方の御了解をいただいて全て探しました。それで、そこにはなかったということで、そうしますと、御自宅でいろいろダイレクトメールであるとかそういった書類を整理したという事実がそれ以前にございましたので、そこで誤って一緒に処分してしまった可能性というのがあるのかなあというふうに思いますが、この2つが考えられるところでございますが、両方とも最後まで何度も確認をしましたし、探しましたが出てこなかったということで、今回の対応としまして、自宅でちゃんと保管する場所を決めて、ちゃんとした鍵のかかるボックスで保管するというような対応をしたということと、あと持ち歩くときには最低限の情報で、万が一落とすということもありますので、そういったときにも第三者にはできるだけわからないような表記方法に改めるということで対策をとらせていただこうというふうに思います。

これから新生児訪問を楽しみに待ってみえる御家庭がございますので、今はとめておりますが、これから母子保健推進員の情報管理についても、先ほど参事が話しましたように、既に個人情報の研修についてさせていただいておりますし、それから今後の対応について一番いい方法ということで、今やれる最大のことをやらせていただくということで、これからもいろいろと注意をしながら、母子保健推進員の意見も聞きながら、さらにやれることはやっていきたいと思っておりますので、どうぞ御理解のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○委員長（板津博之君）** じゃあこの件についてはほかに御発言ないようですので、くれぐれも本当に大切な市民の個人情報でございますので、二度とこういったことが起きないように、

また所管の健康福祉部としてもしっかりと再発防止に当たっていただきたいというふうに思っています。

それでは、この件は以上とさせていただきます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時26分

---

再開 午前11時27分

○委員長（板津博之君） それでは、会議を再開いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いをいたします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

まず、議案第31号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○子ども課長（高井美樹君） 資料番号6、議案説明書の8ページ、資料番号1、会議案88ページにて御説明いたしますので、お聞きください。

改正趣旨につきましては、議案説明書のとおり厚生労働省令で定める基準の改正に伴うものでございます。これは、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、認可保育所における配置職員の基準緩和を受けて、関連する小規模保育所等においても、次の4点について当面の間特例を設けて緩和するものでございます。

会議案88ページをごらんください。改正後のほうになります。

この条例は、子ども・子育て支援新制度により始まったものでございます。主にゼロ、1、2歳の未満児19名以下の小規模保育所ですね。ここでは家庭的保育事業所という言い方をしておりますけど、この設備や運営に関する基準をこの条例の中で定めておりますが、今改正につきましては、ごらんのとおり特例によるもので附則による改正になっております。

内容は、6つある事業者のうち認可保育所同等の基準が定められていました小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所が対象となっております。ほかのB型、C型というのは、もともと保育士基準が緩やかであったことから、今回の特例事業所の対象とはなっておりません。

まず、6条につきましては、朝・夕、園児が少ない時間帯に園児数に対して、基準上保育士が1名必要のみの場合、もう1人必要であった保育士資格者の要件が緩和できるようにするものでございます。

89ページをお聞きください。

第7条でございます。こちらは、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を保育士としてみなすことができるようにする条文でございます。

続いて第8条でございます。第8条は、先ほど言った6条に関連をしておりますが、8時

間以上開所している保育所において、定員上必要となる保育士数よりも多い人数を確保しなければならず、その差の分について必要であった保育士資格者の要件が緩和できるようにするものでございます。

第9条につきましては、前条の第7条、第8条に関しまして、3分の2以上は保育士資格者が必要としているものでございます。以上です。

○委員長（板津博之君） これより議案第31号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） まずお聞きしますけど、2014年12月議会でこれを議決したわけですけども、そのときはA型というのは全員が保育士であるという条件でしたよね。それを3分の2以上だったらいいというふうに基準を緩和するというのがこの条例ですか。

○こども課長（高井美樹君） もう一回おさらいいたしますと、A型というのは配置基準として全員保育士でそろえてください。あわせて、保育所型事業所内保育事業所の定員20名以上について、それから19名以下、両方あるんですけども、こちらについても全員保育士という基準に、去年の条例で、全部で五十何条にわたる条例だったんですけども、ここで区分を御説明したわけなんですけど、これについて時間帯によっては保育士資格を持っていない方でもいいですよということなので、その時間帯のときには、おっしゃるとおり3分の2は必ず保育士に下さいよということなので、例えば、3分の2なので、6人のときには4人は保育士資格が要るよと。2人の人については、その時間帯についてはいたし方なく保育士資格を持っていない方でもいいですよということになりますということなんです。

○委員（富田牧子君） 今、可児市内では、小規模保育事業所A型というのはどれぐらいの数がありますか。

○こども課長（高井美樹君） これは昨年4月1日施行の条例で、小規模保育事業所については平成27年10月15日に川合に梶の木保育園が開園いたしました。こちらはA型でとっておられまして、全て保育士基準でやっておられます。

あと、後ほど報告事項で御説明いたしますけれども、今準備中の平成28年4月1日から開園いたします今渡のスマイルネストにつきましても、全員保育士資格者でそろえるということで、A型で開所するというところでございます。

○委員（富田牧子君） そうすると、可児市内においては、このように基準をわざわざ緩和しなくても、きちっと全員保育士は集められるというふうに思うんですけど、いかがですか。

○こども課長（高井美樹君） 形としてはそういうことでありますけれども、こちらにも先ほどの第8条に説明したとおり、保育所というのは開所時間が朝の7時から夜の6時までとか6時半とか、要するに8時間以上開所をしているところがほとんどでございます。そうすると、その中で勤務される保育士というのは、労働基準法上8時間という中にいきますと、どうしても複数、余剰の交代勤務される方を多く配置をされるわけなんですけれども、その際に、例えば特に早朝だとか、あと30分だけとか、夕方のときに、どうしても配置基準上保育士が足りなくなるということは今のところはないですけども、例えば欠員が出てしまったときとか、どうしても事情でおやめになるとか、そういったときには、例えば朝の時間帯だ

とか夕方の時間帯については、お1人そういう方をプラス1のところではめることができるということでございますので、基準上は、運用上はほぼ保育士でやられるということでありましてけれども、A型自体が今、保育士不足という全国的な状況の中で、厚生労働省令によってこの部分を少し緩和するということが出されたということでございますので、A型で全てできるのでということではなく、それにあわせて今回改正を提案したというところでございます。

○委員（富田牧子君） それで、このところに、そのかわりに教員または幼稚園教諭、養護教諭の免許を有する者を保育士とみなすことができるというふうに書いてありますけど、専門的なそういう知識もないのに、たとえ教員免許を持っていても、それはやっぱり保育士ではないわけですよね。だから、こういうふうな緩和というのは、いずれ事故につながるというおそれもすごくあると思うんです。特に、未満児の話先ほどされましたけど、未満児のところでも事故がすごく起こっていますよね。これは認可保育園じゃないところで起こったりするわけですが、そういうところで、私は幾ら教員免許を持っていても、要件を持っていても、保育士という専門分野があるわけですから、その教育も受けていないのにかわりをすることができるというふうには思えないんですけど、どうですか。

○こども課長（高井美樹君） 厚生労働省令による中で、今回これを反映するというものでございますので、全く問題がないというふうには私も思いません。ただし、国のほうも我々も含めまして、教職員免許を持っている方も小さいお子さんを扱うための、例えば今年度から始まりました子育て支援員とか、そういった研修といったものも国のほうのメニューの中でできておりますので、できる限りそういったものを早く受講していただくとか、そういったことで対応していくということになるかというふうに考えております。

○委員（富田牧子君） 現実問題として、キッズクラブでさえ有資格者を集められないのに、そのような保育園のところで、子育て支援員の講習を受けていただければ小学校の免許を持っていればやれますよなんていったって、来るわけがないじゃないですか。本当にいいかげんな国の態度だと思うんですよ。

ここに当分の間と書いてある、この当分の間というのは一体どれぐらいのことを意味するんでしょうか。

○こども課長（高井美樹君） ここに書いてあるとおりなので、私からお答えできる立場にはございません。

○委員（富田牧子君） 当分の間ということは、当分の間が過ぎたらもとに戻すという、そういう可能性はどうか。

○こども課長（高井美樹君） 国の議論もいろいろあったかのように存じますけれども、ここに書いてあるとおりなので、保育士確保対策とか、今、県が試験を年2回にするとか、そういったことで保育士資格者をふやす。それから、先ほど御質問があるとおり、処遇改善によって復帰を促すとか、そういった施策も同時並行で一生懸命取り組んでいくという中でございますので、早くこの特例がなくなるということを私も期待しております。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） 反対です。この条例は、一昨年の12月議会で制定された小規模保育事業所A型、保育所型事業所内保育事業所の職員配置を緩めて、有資格ではない保育者をふやすというものです。保育現場では、事故も多く起きています。たとえ幼稚園教諭や小学校教諭、養護教諭の資格があっても、保育に関する専門的教育を受けているわけではないので、保育士と同等とはみなせません。

保育士不足は、その処遇が私は問題であると思いますので、まず処遇改善を行うことが一番だと思います。保育士不足の真の解決にならない、また保育環境の悪化を招くこのような改悪には反対をいたすところです。

○委員長（板津博之君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第31号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第32号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 資料番号6の議案説明書では8ページ、それから資料番号1番の会議案の90ページをごらんください。

改正の趣旨でございますが、介護保険法の改正に伴い、改正するものです。

主な内容は、第4条において、可児市の老人デイサービスセンターの行う事業について、従前は通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、加えて介護予防認知症対応型通所介護の4つを定めておりましたが、これに地域密着型通所介護と介護予防・日常生活支援総合事業における第一号通所事業の2つを追加するという内容でございます。

今申し上げました地域密着型通所介護とは、従来県が指定を行ってまいりました通所介護、いわゆるデイサービスですが、その事業所のうち登録利用定員18人以下の事業所が、今後市が指定する地域密着型事業所に移行することとなったものでございます。

もう1点、介護予防・日常生活支援総合事業をこの4月から開始することに伴い、その中

で展開をいたします第一号通所事業、この第一号通所事業というものは、また後ほど報告事項で御説明をさせていただきますが、介護予防・日常生活支援総合事業の中の現行相当のサービスというものと、緩和した基準によるサービスというものを指します。これらを第4条の中に追加したものでございます。

第11条の改正につきましては、今の第4条の改正を受けまして利用料について条文整備をしたものでございます。利用料の率等に変更はございません。

施行日は、平成28年4月1日です。以上です。

○委員長（板津博之君） これより議案第32号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 第4条のところで、地域密着型通所介護が行われるということでしたけれども、ここの利用料についても、平成27年3月に議決した老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例で規定された利用料によるということですよ。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 御指摘のとおりです。

○委員長（板津博之君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

○委員（富田牧子君） この条例は、昨年3月議会で制定した条例に新たに2事業を加えて、一定の所得を有する者のデイサービス利用料を2割負担とするものです。一定所得とは年金280万円、合計所得額160万円以上です。年金280万円では、介護保険の新7段階に当たり、保険料率は1.2です。この階層から上に利用料2割負担を押しつけるというのは、私は大きな負担であるから反対です。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第32号 可児市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第33号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 続きまして、資料番号6の議案説明書では8ページ、資料

番号1の会議案では92ページをごらんください。

改正趣旨でございますが、介護保険法及び厚生労働省令が改正されたことに伴い、改正をするものでございます。

主な内容でございますが、第9条で、指定地域密着型通所介護の基本方針を定めます。また、第10条で、指定療養通所介護の基本方針を定めるものです。地域密着型通所介護につきましては、先ほどの議案で御説明をさせていただいたものですが、現在、市内に通所介護事業所は30事業所ございます。その中で定員18人以下のところ、それから今後変更が出ると数字変わるかもしれませんが、30事業所のうち12の事業所がこの事業所となる見込みです。

また、もう1つの療養通所介護につきましては、難病等を有する重度の要介護者やがん末期の方を対象に行う登録定員9人以下という小さい通所介護でございますが、現在市内には対象となる事業所はございません。いずれも地域密着型事業所ということで、この4月に改正されることを受けて条例を整備するものでございます。

施行日でございますが、平成28年4月1日でございます。以上です。

○委員長（板津博之君） これより議案第33号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 地域密着型通所介護と、それから療養通所介護があるわけですけど、具体的なサービスの中身はどんなものですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 地域密着型通所介護につきましては、従来、通所介護、デイサービス事業所として運営をさせていただいておった内容です。

サービスの内容に大きな変更はございませんが、地域密着型ということになりますので、地域に開かれた展開を今後市のほうからしていくことになります。定められたところにおきましては、6カ月に1度、地域の方々を交えた運営推進会議の開催の義務化というようなところがございます。

療養通所介護のほうにつきましても同様でございますが、サービス内容につきましては従来の展開内容と変更ございません。こちらも同様に地域密着型という位置づけになりますので、運営推進会議の開催でありますとか、地域の方との連携を今まで以上に深めていくというところをお願いしていくことになります。対象事業所はございません。

○委員（富田牧子君） そして、指定地域密着型通所介護のほうですけど、要支援の1と2の人はこのところに行けるんですか、行けないんですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 要支援1・2の方につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業のほうのサービスを使っただくことになりますので、この地域密着型通所介護におきましては、要介護認定を受けた方に対するものということになります。

○委員（富田牧子君） それから、6カ月に1度、運営推進会議を地域の人も交えてということと言われたような気がするんですけど、それは具体的にはどういうふうなメンバーで催されるわけでしょうか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 地域の方は、一般的などころでは自治会の関係者でありますとか、民生児童委員の方に御参加をいただいている事例が多いところがございます。それ

から行政のほうからも参加をさせていただきますし、地域包括支援センターの職員も参加をさせていただきますっていくということになるかと思えます。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了いたします。

これより議案第33号 可児市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第35号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） お願いいたします。

議案説明書9ページ、会議案99ページにて御説明いたします。

当件に関しましては、平成27年12月委員会におきまして事業概要等を御説明いたしました。その後、現地調査、測量が終了し、面積が確定いたしました。土地の所在につきましては、可児市塩字向田、地目は宅地、面積は1,787.03平方メートルでございます。

貸し付けの目的につきましては認可保育所の用地と、相手方は社会福祉法人村の木清福会、通称広見保育園でございます。

期間につきましては、契約の締結日、開園予定日となる平成29年4月1日から平成59年3月31日の30年間としております。

当該地はもともと高齢者福祉施設の用地として、福祉目的の行政財産として取得をしたものでございます。今回行政財産の無償貸し付けとなりますので、お諮りするものでございます。

なお、工事の進捗状況と、今後の予定について簡単に御報告をいたします。

現在、可児川苑駐車場の改修工事を行っているところでございまして、間もなく園舎部分の埋め立て等の造成工事にかかり、平成28年7月の夏には地ならしのほうを完了いたします。すぐに広見保育園側が建物の建築工事に入り、7カ月後の平成29年1月末には園舎完成予定にしております。国庫補助金申請のタイミングに合わせながらの非常にタイトなスケジュールでありますけれども、庁内各部署との協力体制、広見保育園や建築事業者との連携調整を

密にしながら、平成29年4月に開園できるように進めてまいります。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、これより議案第35号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第35号 財産の無償貸付けについてを採決いたします。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題といたします。

この陳情の取り扱いについて、御意見をお願いいたします。

ございませんか。

○副委員長（山田喜弘君） 御要望をいただいているのは真摯に受けとめながら、内容が多岐にわたっております。1点、可児市の教育委員会の対応としては、この平成25年12月20日の文部科学省の事務連絡を受けて、平成26年1月4日付で各小・中学校に文書を流し、注意喚起を図っているところでございます。そういう意味からも、今定例会においては、例えば専門的知見を活用することとか、そういう時間的な余裕もございませんし、中身について各委員が研修をしていただいて、そういう意味で今定例会では聞きおきにしたらどうでしょうか。以上です。

○委員長（板津博之君） ほかに御意見ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、陳情第1号につきましては、ただいまの副委員長の理由におきまして、教育福祉委員会聞きおきとさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

では、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、暫時休憩といたします。

午後1時まで休憩とさせていただきます。お疲れさまでございました。

休憩 午前11時57分

再開 午後0時57分

○委員長（板津博之君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、報告事項1. 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）への移行についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 本日の資料の1-1をごらんください。

介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、全国の市町村で平成29年4月までに開始しなければならないわけですが、可見市ではこの平成28年4月から実施をいたします。お手元の資料1-1の下の図にありますように、要支援1及び要支援2の方に対する介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護の2サービスについて、介護サービス給付から地域支援事業の中の介護予防・日常生活支援総合事業に移行し、展開していくものです。

軽度の要支援の方に対するサービスを介護保険事業所だけに提供していただくということではなく、民間やNPOによるサービス、住民主体のサービスも含めていろいろな主体にも提供していただき、より多くの方々による支援が可能となるような地域づくりをしていくための一つの手法として、この事業を展開していくものです。

このサービスを利用できる方は、要支援1及び2の認定を受けた方に加えて、認定を受けていなくても簡易なチェックリストにより生活機能の低下が確認された方が対象となります。

サービスの構成については、裏面をごらんください。

訪問型サービス、通所型サービス、それぞれに3つの区分を設けます。1つ目に現行の訪問介護あるいは通所介護相当サービス、2つ目に緩和した基準によるサービスのA、3つ目に住民主体のサービスの3つの区分です。

1番の現行相当のサービスにつきましては、現在の国の基準、現在のというのは介護予防で提供している現在の国の基準、それから報酬単価を引き継ぎまして介護保険サービス事業所に展開をしていただきます。

②番の緩和した基準によるサービスAにつきましては、人員や設備基準を緩和し、基本報酬の単価につきましては、訪問型では現行国基準の8割、通所型では9割として、介護保険事業所、NPO、民間事業所などに提供をしていただきます。

③番の住民主体のサービスにつきましては、少しおくれませんが、平成28年度中に、住民の皆さんの意見も取り入れながら内容等を整理し、制度化していく考えです。

なお、現在、②番の緩和した基準によるサービスAの指定申請の受け付けを始めておりますが、4月からサービス提供をしていただける事業所として、訪問型サービスで2つから3つぐらいの事業所、通所型のサービスで六、七カ所の事業所が手を挙げていただけるような状況で推移をしております。

もう1枚の資料1-2については、訪問型、通所型、それぞれに現行相当のサービスと、緩和した基準によるサービスとの基準等を比較した表です。

表面が訪問型サービスについてです。訪問型サービスについては、対象者は、現行相当のサービスで、認知機能や退院直後など身体介護が必要な場合、またサービスを利用している方で、現在のサービスの継続が必要な場合などとしております。

一方、緩和基準では、身体介護が必要でない方、現行相当のサービスが必要でない方というような方を対象としております。

介護報酬につきましては、先ほど申し上げましたように、緩和基準では基本報酬が現行相当の8割としております。基準の面では、人員基準において、管理者、従事者、サービス提供責任者それぞれで緩和をしておりますが、設備や運営面においては大きな差はございません。

裏面が通所型サービスについてです。

対象者につきましては、現行相当サービスでは、認知機能の低下や医療的ケアの有無、身体ケアが必要なケースなどを想定しております。それに、既に現在サービスを利用している方で、現在のサービスの継続が必要な場合は、現行相当サービスを使うという形としてあります。

緩和基準におきましては、現行相当のサービスが必要でない方を対象ということで大きく分けております。

介護報酬につきましては、緩和基準は基本報酬が現行相当の9割という形で提示をしております。

基準の面におきましては、人員設備面において緩和した部分がございます。

運営の面においては、大きな差はございません。

説明は以上でございます。

○委員長（板津博之君） この件に関して質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 先ほど訪問型では二、三カ所、通所型では6から7カ所のところがやってくれそうだと、このサービスAのところですが、これはそれぞれの事業所がもともと訪問介護相当サービスをやっている、そういうところがこのサービスAもやっていいという、そういうふうで手を挙げてみえるんですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 今説明しました、緩和基準のほうをやってもいいですよという事業所につきましては、基本、介護保険のサービスを提供していらっしゃる場所です。

ただ1つ、通所型で現在の介護予防のサービスもやっていらっしゃる場所なんですけれども、新たに事業所を別のところに設けてこの緩和基準のものを提供したいという事業所も1カ所ございます。

○委員（富田牧子君） それで、緩和した基準によるサービスなんですけど、具体的な内容は、この現行どおりとどこが違うわけですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 現行相当のサービスにおきましても、特に通所介護の場合

は事業所ごとでサービスというのは少しずつ特徴がございますので、事業所ごとに特徴といえますか、差は今までもあったというふうに考えております。

新しくつくる緩和基準におきましても、事業所がどういったサービスを提供されるのかという中身につきましては、少し差が出てくるだろうと思っておりますが、それぞれの事業所のサービスにつきましては、実際運営をされる段階で、私どものほうと地域包括支援センターのほうで内容をきちっと見させていただいて、そのサービスに適した方がその事業所に行っていただくという形をとっていく必要があるかというふうに考えております。

○委員（出口忠雄君） この資料1-1で、訪問型、通所型も一緒なんです。3番目のところの住民主体による訪問サービス、導入の準備中ですということですが、住民主体ってどういう形態のところですかね。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） いわゆるボランティアによるサービス、従前というボランティアで、住民の方々がやっていらっしゃるサービス等を想定しておりますが、現在の市の制度の中では、昨年支え合い活動助成制度を設けたところです。既に生活支援でありますとか、一部移動支援的のところ、同行支援等もやっていらっしゃる地域もございますけれども、そういった方々が、まずはこの制度をよく理解をしていただいて、この介護保険のサービス、住民主体のサービスという中でも展開していてもいいですよというような御了解をいただければ、そういったところにも御参加をいただきたいと考えておりますし、午前中の説明もさせていただきましたけれども、これからの地域の協議体というものをつくって行って、その中で地域で考えられるサービスを展開される場合もあるので、そういった場合につきましてはそういったサービスをこのサービスとして位置づけさせていただいて、地域包括支援センターの職員が個々の対象者の方のケアマネジメントをしていくわけですがけれども、現行相当のサービス、それから緩和した基準のサービス、それから住民の皆さんがやられる集いの場であったり生活支援、そういったものも織りまぜながら、その方その方に合ったケアマネジメントをしていくという形になってこようかと思っております。

○委員（川上文浩君） まず1点目は、要支援1・2の認定を受けた方、これは当然だと思うんですけども、基本チェックリストによって機能低下されるというこの確認はどこがやって、そのチェックリストというのはどれぐらいの精度があるのだろうかというのとはわかっていますか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 基本チェックリストにつきましては、25項目の簡単なチェック内容です。何らかの支えが要るというような方が該当していくということなので、こういう言い方をすると適切ではないかもしれませんが、御高齢の方であれば、チェックリストを受けられれば大概はサービスの利用該当者になってこようかと思えます。

どこで実施するのかにつきましては、高齢福祉課の窓口、地域包括支援センターの職員で対応していきたいというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） 要支援1・2をもらうのは結構な手間が要るわけですが、それと同等に扱っていくことになるということではないですかね。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） サービスの利用については、要支援認定を受けていらっしゃる方については、今3つの区分がサービスをつくりますと御説明したんですけれども、現行相当のサービスにつきましては、やはり要支援の認定を受けられた方が結果的に中心になってこようかというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） それともう1点は、介護予防・日常生活支援総合事業として行っていくということですが、例えば民間NPO、住民ボランティアなどを想定した場合に、当然通所型ではなくて想定されるのは訪問型のみというふうに思うんですが、それはいかがですか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 訪問型もちろん御指摘のとおりでございますし、通所型におきましても、私どもがイメージしているのは、現在の宅老所をサロンとして運営なさっていらっしゃるところで、例えば半日、あるいは2時間というような短い時間であっても、そこへ通っていただくことによって、その方の介護予防につながっていくという側面を捉えますと、このサービスとして位置づけしていくことは可能かなというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） ということは、この緩和基準でいくと、その宅老所自体にそういう機能があるかどうかというの見きわめは市のほうでやられて、それで十分対応できるという考えでよろしいんですかね。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 私どものほうもこの制度、まだきちっとしたところまで組み上がっているわけではございません、住民主体のサービスのところですが。そこを考えていく中で、その例えばサロンを想定しますと、そのサロンの中でどういうことをやられているのかなどもきちっと見させていただく中で位置づけを考えていきたいと思っております。

○委員（川上文浩君） そのサービスを提供した、例えば宅老所なりNPOのボランティア、そういった場合の報酬処理というのはどのようにされるわけですか。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） この3番の住民主体のサービスにつきましては、今の介護報酬というような形態ではなくて、そのサービスを提供される団体等に対する運営補助という形でさせていただくことを想定しております。ですので、先ほど少し申し上げましたが、支え合い活動助成をつくっておりますけれども、同じような助成の仕方ということになるかと思っておりますので、そこをどう整理していくのか、そのあたりがこれからの新年度中の課題だと思っております。

○委員（川上文浩君） ということは、現在サービスを行っているところが、先ほどあったように訪問型で二、三事業所、通所型で六、七事業所が手を挙げていただいているよということと色分けをしていくということよろしいですかね。

○高齡福祉課長（伊左次敏宏君） 先ほどの六、七事業所というのは、②番の緩和した基準によるサービスの事業所数の現在の状況です。

今、質疑いただいている住民主体のサービスは③番のところでございますので、少し区別をして、それらのサービスを現行相当、緩和基準、住民主体ということで、それぞれ簡単に言うところをリスト化をして、それらのサービスの中からその方その方のプランをつくっていくと

いう形になります。

○委員（川上文浩君） これはそうすると、もう可児モデルということで、他の地域でこういったチャレンジされる場所は少ないというふうに捉えて、可児独特の仕組みというふうに捉えておいていいですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 一応国が介護予防・日常生活支援総合事業として示している中での理想型がこの形です。それで、現在介護予防・日常生活支援総合事業へ移行する市というのが、ちょうど来年の4月からという県内で少し早いうちというか、真ん中より少し早いぐらいの市になるわけですがけれども、例えばお隣の美濃加茂市とか、県内で一番最初に介護予防・日常生活支援総合事業を開始した中津川市なんですけれども、そういった市では、この①②③の中の①だけを展開していらっしゃるという展開の仕方です。それもいいわけですがけれども、介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨を考えると、介護保険の事業所だけが引き続き支出を介護給付から地域支援事業のほうへ移すというだけでは何ら差はないわけですね、利用される方にとって。理想とするのは、やはりいろんな担い手をこれからつくっていききたいということですので、可児市の場合はこの3つの区分、国が考えた3つの区分ですがけれども、この区分に準じて、1つでもいいし2つでもいいんですけれども、新たな担い手といいますか、サービスを展開していただけるところを加えて、サービスの選択ができて、しかも地域の中でも、少しでも今より見守りの目が広がるというような方向にシフトしていききたいというふうに考えたところです。

○委員（田原理香君） この住民主体のサービスの訪問サービスのことなんですけれども、今のお話ですけど、この報酬がその支え合い活動助成制度ぐらいをとというふうにおっしゃいましたよね。そうしますと、今ヘルパーによるものと基本報酬は8割と。そうすると、同じ生活支援、調理とか掃除とか買い物代行といった生活援助においては、当然住民主体の方々もできるわけです。そうすると、片や8割で片やという、すごくその差がありますけれども、それは別に可児市のほうで住民主体の報酬は自分たちで決められるわけですか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 御指摘のとおりでして、その部分については市のほうで設定をすることができるわけですがけれども、この①②③とあるわけですがけれども、介護保険の事業所のプロによるサービスを基準に考えると、1、2、3の順番で報酬あるいは、要は市から、介護保険のほうから支出をさせていただく金額というのは、やはり段階的になっていくのかなあというふうに思っております。

○委員（田原理香君） そうしますと、介護保険の使い方、その枠が決まっている中で、使われる利用者の方からすると、例えば同じ生活支援のものであれば、できるだけ住民主体のものをたくさん使ったりとかというふうになっていきませんか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 利用される方の中では、特に住民主体のところにつきましては、利用される方の思いももちろんあるかと思えます。やはり住民主体ということになりますと、近隣の住民の方がサービスを提供されるわけですので、それを望まれる利用者の方もいらっしゃるし、逆にきちっとしたところでサービスを受けたいという方もいらっ

しゃると思いますので、そのあたりの御意向も全く無視するわけにはいかないと思っていますので、そのあたり聞きながらということになっていくと思います。

○健康福祉部長（西田清美君） 補足といいますか、まだ固まっていない部分の話ですので、こういうふうにとすることは言えませんが、今の田原委員がおっしゃったところは全体の部分のお話だと思うんですけども、一般質問でちょっとお答えしたようにサービスを利用される方の負担部分は、それとそんなに変わらないような負担にさせていただくような調整が必要だということは思っております。

○委員（田原理香君） 実は、以前ヘルパーとその話の介護保険の援助の仕方について話をしたことがあります。そのときに、ヘルパーは御自身でできるだけ介護をやりたいと。住民のところ、ボランティアができるところはやりましょうというふうに申したことが実はあったんですけど、ヘルパーは、別に御商売というわけではないですけども、例えばトイレについていきますよ、お洗濯物を畳みますよというものもできるだけ御自身でやりたい、そういうプランを立てようとした。ボランティアの方々は、私たちがやりますからいいですよというふうにされたことがあったんです。ですからそういったときに、本当にそのヘルパーと住民主体の方々と入ったときにうまく調整ができるかなということは、ちょっと危惧したので質問しました。

○委員長（板津博之君） 執行部のほう特にありませんか。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） その方にどういった援助をするのかということにつきましては、やはり基本は要支援の方ですので、地域包括支援センターの職員がケアプランをつくれます。その中で、身体介護的な部分につきましては、できるだけ現行相当のサービスを使わせていただくと。そうじゃなくて生活援助の部分につきましては、緩和した基準によるサービスでありますとか、住民主体のサービスが立ち上がっていれば、そういったものも念頭に置きながら、その方の御要望も聞きながら位置づけをさせていただくということになります。

○委員（富田牧子君） 利用者の負担のことなんですけど、現行のサービスでは1割負担ということで、今一体どれぐらいの負担になっているのか。

それから通所型サービスも1割負担となっておりますけど、それは同額なのかどうなのか、お聞きします。

○高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 利用者の負担につきましては、この①②③で申し上げますと、①番と②番のサービスにつきましては、基本1割が自己負担です。所得のおありになる方については、介護保険のサービスと同様2割負担をお願いしていくという形になります。

金額も御質問でしたですかね。済みません、ちょっと調べて返事をさせていただきます。

○委員（富田牧子君） 私が聞きたいのは、サービスが緩和されてサービス水準が低下しているのに、同じ1割負担のお金を払うかどうかということとその金額を聞いたわけです。

○健康福祉部長（西田清美君） 先ほど課長の説明にもございましたけれども、訪問型の場合、①が例えば1,000円だとすると、もともとの全体の単価が、②は800円になります。その1割になりますので、自己負担は下がります。以上でございます。

- 委員（富田牧子君） それで、③の話なんですけど、だから③でやるときは、これはやる団体に対する運営補助をやるだけで、団体が勝手に単価を決めてそれを徴収することも可能なのか、それともきちっとガイドラインがあってこれぐらいで徴収しなさいという負担割合が決まるのか、どんなもんですか。
- 高齢福祉課長（伊左次敏宏君） ③のサービスにつきましては、1割あるいは2割というような設定はいたしませんので、各団体が例えば1回300円ですよというようなことで設定をなさるものを尊重していくという形になりますが、今、委員御指摘のとおり①番、②番のサービスが1回使うとこのぐらいの金額ですということで、自己負担が1割が原則ですので、そうすると1,000円なのか800円なのかという金額が出ますので、それをお示しする中で、もちろんそれを超えない範囲での設定をお願いしていきたいというふうに考えております。
- 委員（富田牧子君） それで、①や②だとすると、ケアマネジャーが一応いろいろ決めますよね、こういうプランという。どれぐらい使うかということになりますけど、③になると、それはもうケアマネジャーは関係ないのか、使う人が勝手に私はここがいいから、今はないけれども、そこのところにもう毎日でも行きたいわと言ったら、それはお金さえ払えばそういうふうになるということですか。
- 高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 御指摘のとおりですね。③につきましては、給付の限度額というのがありますけれども、その対象外という取り扱いになりますので、上限というものはないという形になります。
- 委員（富田牧子君） それで、本当にこのような③番をやってくれるようなところがあるんでしょうかという質問です。幾らこういうふうに図式されても、ほとんど無理で、先ほど中津川市は始めたけれど、①しかやっていないと。それも当然のことだと思うんですよね。せいぜいやれて②までですよ。③なんていうものは絵に描いた餅で、こんなものができるはずがないと。いろんな先ほどの運営費が補助されるだけで、あとは使いたい人がどれだけというけど、そんな程度の低いサービスなんか使いたいというふうに思う人は余りいないと思うんですけど、本当にこの③というのを書いていますけど、今準備中ですよと言っていますけど、本気でこれやるんですか。
- 高齢福祉課長（伊左次敏宏君） 理想は追い求めていきたいと思っております。理想という言い方は変ですけども、本当に10年先を考えたときに、介護保険の事業所だけで高齢者の方を見守れるんですかということを見ると、やはりいろんな地域の中での、例えば地域の集いの場へ顔を出されるということは、そこに参加されるボランティアの方々がその方を知ることになります。その方が近所の方ですので、たまにお休みになったときにどうしてみえるんだろうということにももちろんなっていくと思いますので、そういったことが大切なことだと思いますので、やはりそういったサービスは、サービスという変ですけども、住民の活動というのはどんどん活発化していくように支援をさせていただきたいと思います。
- 健康福祉部長（西田清美君） 補足をさせていただきますけれども、1番、2番はサービス内容というのは、もう介護保険の給付でもう決められております。③というのは、それ以外

でもできるわけです。例えば例を挙げますと庭の草引き、そうしたサービスもここではできるわけです。介護保険の①②ではできないわけです、電球の取りかえとかそういうことは。そういう部分で、これから協議体でいろんなニーズをあぶり出すとか、そういうものを出してどんなことをやっていくべきであろうとか、そういう議論をしていくということでございます。以上です。

○委員（富田牧子君）　そういうことじゃないと思うんですよ、私。この紙見てもらったら訪問型サービスと通所型サービスと分けて書いてある。そして、訪問型サービスは何かといえは、ヘルパー等による身体介護や掃除、洗濯など生活援助ということで1、2、3とある。通所型というのは、通所介護事業所等での生活支援、運動機能向上や栄養改善等ということで1、2、3と書いてある。地域の人が草取りするとか、ごみ出しとか、そんなサービスをここで考えているわけじゃないでしょう。この1、2、3という分類がしてあるということは、こういうヘルパーによる身体介護や掃除、洗濯などの生活援助が基本であって、その中で訪問介護相当サービス、緩和サービス、それから住民主体による訪問サービスですから、そんな簡単な話じゃないというふうに私は思うんですけど、草取りだとか何だとかって、そんなことを言っているわけじゃなくて、やっぱり食事とか、洗濯とか、そういうことを住民主体のNPOでやってほしいということでしょう。違いますか。今やっているお助けみたいな感じで見守りするだとか、ごみ出しするだとか、草取りするだとか、それから電球の取りかえとか、そんなことを言っているわけじゃないでしょう。この人たちは、要支援の1や2の人ですよ。だから、そんなサービスだけじゃなくて、必要なサービスはもっといっぱいあるでしょう。

○健康福祉部長（西田清美君）　今、一例としてわかりやすい例として挙げただけで、おっしゃるようにその身体介護を除くいろんなサービス、それを③でやるということもこれはあります。以上です。

○委員長（板津博之君）　ほかに発言ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて、報告事項2、平成28年度キッズクラブ入室申請及び保育園入園申請状況についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君）　そうしましたら、キッズクラブと保育園の入園申し込みのほうを終了いたしまして、それに関する入室状況等も含めまして御報告申し上げます。

まず、キッズクラブの入室申請状況ということで、資料2-1のほうで御説明をいたします。

まず、一番上のグラフをごらんいただきますと、平成24年までは1年生から3年生までで、通年利用の児童しか引き受けをしなかったというところでございますが、平成25年以降、夏休みだけとか、春休み、冬休みと、そういう長期の休みのときの昼間も受け入れるというも

のと、それから受け入れ枠を小学校6年生も含めてというふうで拡大したということで、平成25年が875人ということになっております。以降平成28年、ちょっと一番右手になりますけれども、現在の申込者数になっておりますが、全部で1,192人の申し込みがあります。一番上のグラフは、この長期と通年を足した数になっておりますが、これで比較をいたしますと、平成25年から平成26年に122人、平成26年から平成27年に118人、平成27年から平成28年申し込み段階で77人ということで、ここ3年間で317人の増加ということでございます。平成24年が576人で、そこに317人ふえてきたというような状況でございます。これは、当然受け入れるための施設だとか、子供たちを見る指導員の数だとか、そういったところの部分に大きな影響を及ぼすほどのインパクトのある数字だというふうに思っております。ちなみに2年間で、低学年は100人ふえています。

次の2番に行きますと、このキッズクラブについて、今申し上げた人数を受け入れるべく施設的な対応だとか、指導員の対応として一生懸命採用の公募をしているわけなんですけれども、非常に施設的な条件というのが難しいというところでございます。これは、9月議会でも一般質問等でその状況を御報告、答弁したところでございますけれども、ただし、さりとてやっていかなきゃいけないということで、2番、黒ポチのとおりでございます。まず1つ、入室利用必要性の高い低学年、1年生から3年生までは、各施設の定員というのがありますけれども、受け入れるということでやっております。続きまして、低学年の利用が、先ほど言いましたとおりここ2年間で100人、13%と増加の一途をたどっております。そのために高学年児童の受け入れ皿の確保が追いつかず、5・6年を中心に通年で3校、長期休暇で5校において、苦渋の判断でありますけれども、入室待機を出さざるを得ない状況になっております。

そのような中で、高学年を通年で申し込んだ方については、夏休みですと、9月議会の答弁でもあったとおり別室を利用できる学校もございます。そういったことで、別室の利用について、夏休み、長期の枠があるのでということで、長期への振りかえも依頼をしているところでございます。そんなような中で、長期への振りかえをさせていただいている方もございます。

当然のことながら、子供たちが過ごす教室の確保について、教育委員会との定例的な会議等をやりながら、各学校の校長先生と直接お話をさせていただいたりして引き続き協議はしているところでございますが、現段階の数字が一番最後の下段にございます。通年申し込みの方について、書類精査です。当然保育を必要とするということなので、保護者が働いていなかったりとか、御自宅におじいちゃん、おばあちゃん、何とか体がアクティブシニアでお元気で、夕方になれば家にいるよというようなお宅については、基本的には不許可と。それを出してみえた方については不許可というようなことで、それが12件というような数字になっております。

それから、先ほど申し上げました通年で申し込んだけど、通年では教室がいっぱいで入れないので、長期への変更をお願いしたところ19名の方が変更をしております。現時点では25

人変更になっております。それでも、なおのこと残念ながら通年につきましては、9人の方が旭小学校、桜ヶ丘小学校、広見小学校の6年、もしくは5年で出ているという状況です。

長期、特に夏休みを中心としておりますけれども、今渡南、土田、旭、それから桜ヶ丘で各6年、それから広見については非常に低学年の申し込みが多くなっておりまして、長期の4年生以上で、残念ですけれども、今のところ待機というような状況になっております。そのために夏休みでは50人というようなことで、ちょっと今保護者のほうにお返しをしたところで、残念ながら待機としては59人というような数字になっております。この部分につきましては、特に夏休みに向けてまだまだ調整できるところは調整をしていきたいというふうには思っておりますが、1点、各学校校長先生等もいろいろ御相談に上がって回ってきてはおりますけれども、そのお話の中には、小学校6年生、5年生というのは、中学へ行けば1人で過ごす時間になってくると。子供の育ちの中では自立に向けた非常に重要な時期じゃないかと。そういったところを、全て低学年と同じような部屋に入って過ごすことが、その児童にとっていいんだろうかというようなお話も、いろいろ御意見はいただいている中で、ちょっと残念な状況ではありますけれども、まずは1年生から3年生までは何とかして受け入れるという方針でやっているところでございます。

引き続きまして、資料2-2の保育園の入園申請状況というものについて御説明させていただきます。

幾つか表がありますので見にくくなっておりますけど、まず一番上の保育園の入園申請状況というところでございます。

これは、新規の入園については11月に新規として申請を受け付けました。以降、お仕事の都合でこっちに引っ越してくる予定があるとか、そういった方も随時入れながらの状況になっておりますけれども、平成25年は286件でした。各年齢層ごと数字のとおりでございます。それから、平成26年になりますと323人ということで、37人増です。大きくふえた要因は、ちょっとこの年はなぜか4歳が多いんですけれども、大体1・2歳のところがふえてきています。ところが平成27年の、平成28年4月1日から入る子の申し込みを受け付けしたところ386人ということで、昨年の申し込み段階で63人多くなっています。大きなふえた要因は、1歳と2歳のところで28人と17人というような大きな数字になっております。見ていただいたとおり、ここ2年間でこちらも大体100人、特に1・2歳を中心に保育園に行かせようとされる方が多くなっているというところでございます。

次に2番です。これは、子ども・子育て支援事業計画で1,000人の保護者にアンケートをとって、保育園に預けるのか、幼稚園に預けるのか、そんなようなところのニーズ調査をとった計画値と実績値を入れてございます。平成27年、平成28年の黒囲みがしてあるところですけれども、平成27年4月1日は全部で1,298人でした。計画値は1,304人なので、何とか平成27年4月1日の計画、1年目のときは何とか計画以内におさまりましたけれども、平成28年4月1日、計画値では1,346人ぐらいになるであろうという見込みをしておりましたけれども、いざふたをあけて申し込みを受け付けますと1,410件というような状況になったとい

うところでございます。対前年比、下に書いてあるとおり112人というようなふえ方というところでございます。この1,410人というのは、ニーズ調査をやったその統計的な処理をして分析した結果では、平成31年に1,415人になるであろうというような予定であったものが、4年前倒しでその数字が来てしまったというような状況で、今の国政や国会でも保育園の話題はずっと続いておりますけれども、内閣総理大臣が言われるとおり、見込みよりも預けたというニーズが非常にふえているというのが、この可児市でも出ているところでございます。

ちなみに平成27年4月1日で1,298人でしたけれども、実はつい先月の平成28年2月1日では、申し込みは163人あったうち、途中で引越し等でやめる方がおられ100人年間でふえていきます。ということをちょっと申し上げておきます。理由は、育児休業の復帰だとか、働き始めたとか、そういった方が163人申し込んでいて、60人程度はその他の理由でおやめになったり引越ししていくというような状況で、100人ほどがふえていくというような状況でございます。

参考値でございます。下に幼稚園入園児童数の状況というところがございます。まだちょっと平成28年の数字が把握できておりませんが、平成27年の数字を見ますと、計画値で1,717人幼稚園に行かれるだろうということが1,604人というような数字で、100人近く予定よりも幼稚園に行かれる方が少ないことになっています。幼稚園のニーズが順番に減っていくというところは、社会一般の流れなのかなあというのがここであらわれている。そのスピードが、保育園がふえる分幼稚園が減るというような部分も、この数字で見てとれるというところがございます。

最後に3番です。これは、確保の状況ということで、先ほども可児川苑の土地の無償貸し付けについてお話しをしたところがございますけれども、じゃあこのふえていくニーズに対してどうやって対応していくのかというところが一番下、平成27年のところをごらんいただきますと、平成27年4月1日では1,353人ということで、数年間この数字でした。ところが、平成27年10月15日に川合の梶の木保育園が開園し、受け入れ人数が19人ふえたということで、受け入れ人数が1,372人になりました。あと、その横、平成28年4月1日見込みでございます。後でまた御報告いたしますけれども、今渡に1カ所、定員19人の小規模保育所が開室いたします。これによって1,391人というところがございます。これが2番の先ほどの見込み数の1,410人と比べますと、これはたまたまですけれども、19人足りないというようなことで、現実的には申し込みいただいている中で19人ほどが、どうしてもこの保育園に行きたいので待ちますとか、そんなような状況の中で4月1日に通園しない方が19人ほどおられます。これに対して平成28年11月1日に小規模保育所もう1カ所、保育所がないエリアの中で開園準備をしたいという事前協議が出ております。これが秋ぐらいにはできないかなあというところで、19人で1,410人ということになっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり1年間で大体100人ほどの途中入園の方がふえてくるという、ここ2年間の動きを見ますと非常に残念な状況になりますけれども、ことし1年間、どこの保育園があいているかという

ところをお話しできないような、非常に厳しい状況に1年間陥ってくるというところがございます。これを解消すべく、平成29年4月1日に可児川苑の敷地内に認可保育所、広見保育園が今準備を進めていただいておりますけど、102人の定員で未満児、ゼロ歳から5歳を引き受ける認可保育所を開園するというので、途中入園の方も含めて、何とかここでニーズを吸収したいというふうに考えております。あとの残りの2年間については、この数字が今までのような状況でふえてくるかどうかというのは、今となつてはこのシミュレーションの数字が余り役に立たない状況に陥っておりますので、私ども非常に厳しいかなあというところはありますけれども、幼稚園のほうも預かり保育をやっていただいたりとか、午後6時ぐらいまで平日は見ていただくとか、そういった努力をしていただいております。これをもっともって我々も、保護者とかそういったところにお伝えしながら、幼稚園でも十分今のおたく様の働き方ならいけるんじゃないですかという御相談もしながら、何とかまず1年乗り切っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、この件に関して質疑を行います。

○委員（富田牧子君） キッズクラブの話なんですけど、先ほど課長は校長先生との話の中で、学校のほうも5・6年になったら1人で留守番できるんだから、別にわざわざキッズクラブでいなくてもというふうな感じで言われたというお話だったと思うんですけれども、そのとききちっと課長は反論しましたか。

○こども課長（高井美樹君） 反論するとかそうことではありませんけれども、現実的に私としても、いつまでもぼつっと通年の中で6年生の子がいるかということ、通年で6年生で行かれる方、本当に少数派でございます。夏休みでも決して多いわけではないです。そんな中で、もう中学へ4月1日から行けば、その子たちは1人で自転車で中学に通い、帰ってきて家で過ごすというような状況を鑑みると、確かに校長先生のおっしゃることも一つあるかなあというふうには思っています。

○委員（富田牧子君） 私、それはいけないと思うんですよ。これはもう6年生までと決めただから、あのときに名前もキッズクラブと変えて6年生まで入室させるということがきちっと決まったわけですから、そういったことに対して、たとえそういうふうに言われようと、やっぱり6年生までの入室は保障しなきゃいけないから、私も個人的にはそう思うことはありますよ、確かにね。子供が大きくなって、本当にそうかなと思うけど、それぞれに事情があるわけだから、そのところで同じように同意をされておつては、このキッズクラブの入室が本当に皆さんが保障されるというふうになっていかないというふうに思って聞きました。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて報告事項3. 小規模保育所開園予定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○こども課長（高井美樹君） 引き続きお願いいたします。

資料番号ナンバー3です。

先ほど申し上げましたとおり小規模保育所、先ほど委員会でも御説明しましたA型という保育所でございますけれども、こちらを資料のとおり株式会社中部保育スマイルネスト今渡保育園が、今渡の福祉センターの駐車場がある西側に今準備をされて、平成28年4月1日から開園すべく準備を進めていただいております。

定員は、19人というようになっています。

開所時間は、書いてありますとおり朝の7時半から午後7時半、土曜日については午後4時半までというようになっています。

イメージ的には、もう既にごらんになっているかもしれませんが、ちょっときょう手に入りましたので、こんなような感じですね。場所は、ビストロというイタリア料理店があったところを改築されて準備をしております。砂場とか、少し外で遊べる場所とか、お迎えのための駐車場とか、そういったものも準備をされておりますが、周りには文化創造センターa1aだとか、そういった公共施設がたくさんあるところですので、立地的には非常にいいところかなあというふうに考えておりますが、そのほかに、こちらについては一時預かりもやるということで、1室、一時預かり用の部屋を準備しておられまして、冠婚葬祭だとか、参観日とか、そういったときにお母様がちょっと預けるというようなところも、ここに書いてありますとおり1時間300円とかですね。こういった形で預かりをやっていただけるというような施設になっております。

裏側には、パンフレットが載せてございます。以上です。

○委員長（板津博之君） この件に関して質疑を行います。

○委員（富田牧子君） この株式会社中部保育というところはどんなところで、ほかにもこういうところをやってみえますかね。

○こども課長（高井美樹君） まず、この株式会社中部保育は、市内の事業所が新たに別会社で起こされたという株式会社でございます。

母体の会社のほうは、社会貢献活動の中でいじめ防止だとか、人権だとか、いろいろな分野で講演会をやったりイベントをやったりとか、そういった社会、児童、子供のイベントといったものもたくさん今までやってきております。そんなことから、社会的な待機児童の中で、御自分の今まで持ってきたノウハウも含めて、何か社会に役立つ仕事ができるんじゃないかという中で事業を計画されまして、今回開園に至るところでございます。

○委員（富田牧子君） この保育料については、市内のほかの保育園と同等とか、私立であるんですからその勝手に決めればいいという制度になっていると思いますけど、そんなことはないですか。

○こども課長（高井美樹君） 無認可保育所ですと、全くいわゆる国の委託料、補助金というのは入ってこないもので、御自分のところで設定ということになりますけれども、現在ある認可保育所、私立の認可保育所、それから平成27年10月15日に開園された小規模保育所の梶の木保育園とか、今回のスマイルネストも市が認定するわけなんですけれども、これについて

は社会福祉法上の措置という形になりますので、あくまでも市が定める保育料に準じると、一緒ということになりますので、これは認可保育所の、例えば広見保育園に行っても、このスマイルネストに行っても1歳の方は同じ保育料で、しかもいわゆる所得に応じた応能負担というものになっています。

○委員（富田牧子君）　ここの中に広見保育園と提携するというふうなことがありますけど、具体的にはどういうことなんですか。

○こども課長（高井美樹君）　小規模保育所は受け入れ対象が未満児ですので、2歳までですね。2歳まで行ったはいいが、3歳から行く保育園がないでは親が困ってしまいますので、そこは必ず提携できる保育園をきちっと出さないと、市としても認可できませんよということが一つの条件で、先ほど説明した条例の中にも書き込んでありますので、だから3歳になって路頭に迷うというようなことはいけないので、そういった部分だとか、あとは例えば、余りあってはいけないですけど、保育士がインフルエンザで3人ぐらい休んでしまったとかですね。そういったときに、一時的に子供をちょっと提携のところで少し預かっていただくとか、そんなような提携ということになります。

○委員長（板津博之君）　ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

ここで議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩　午後1時52分

---

再開　午後1時54分

○委員長（板津博之君）　それでは、会議を再開いたします。

報告事項4．国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君）　私からは、可児市国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

資料は、委員会資料ナンバー4でございます。よろしくお願いたします。

改正の背景といたしましては、現在、国の平成28年度税制改革大綱に基づき国会に地方税法の一部を改正する法律案が提出されておりますが、その中に国民健康保険税の限度額の上限及び減免基準を定める部分がございますので、その内容を事前に御説明いたすものでございます。

改正の概要は大きく2点ございます。

1点目は、所得の多い方を対象に、課税限度額の引き上げについてでございます。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律にありますように、所得の高い方には負担能力に応じた負担を求めるという観点や、被用者保険とのバランスの観点から、昨年度に引き続き国民健康保険税の限度額を4万円引き上げるものでございます。

国民健康保険税は、3区分によって賦課をしておりますが、そのうち医療給付分を現行の限度額52万円を54万円に改正し、2万円引き上げというものです。同様に、後期支援分を17万円から19万円、2万円引き上げるものです。40歳から64歳までが対象の介護納付分は16万円と据え置きます。したがって、現行の85万円から89万円と4万円の引き上げとなります。

参考までに、平成27年度の限度額に達している世帯をシミュレーションいたしましたところ、医療給付では422世帯から358世帯の64世帯減となります。後期支援では138世帯から105世帯と33世帯減となります。

なお、この改正につきましては、被保険者の市民の立場から負担の増につながりますので、平成28年2月5日に行われました国民健康保険運営協議会に諮問を行い、引き上げは妥当なものとの答申を受けております。

2点目は、所得の少ない方に係る軽減判定所得の見直しについてでございます。

経済動向などを踏まえまして、5割軽減、2割軽減の判定所得基準を見直すものでございます。軽減にはもう1種類、7割軽減というのがございますが、もともと所得割がかかっておりませんので、今回は対象外となっております。5割軽減の基準を現行の33万円に、国民健康保険加入者1人当たり26万円を加える基準を1人当たり26万5,000円に改正するものでございます。同じく2割軽減につきましては、現行の33万円に国民健康保険加入者1人当たり47万円を加える基準を1人当たり48万円にするという改正でございます。

参考までに、平成27年度の該当世帯数をシミュレーションいたしましたところ、5割軽減では1,530世帯から1,570世帯と40世帯増となり、2割軽減では1,730世帯から1,760世帯と30世帯増となります。

2点の改正につきましては、施行日は平成28年4月1日を予定しております。

そのほかといたしまして、冒頭に申したとおり根拠法令が現国会で成立予定であるため、成立後、その内容が新年度の課税に反映できるよう市の条例の一部改正を専決処分させていただき、6月議会において報告する予定ですので、お願いいたします。説明は以上です。

○委員長（板津博之君） それでは、この件に関して質疑を行います。

発言ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて報告事項5. 後期高齢者医療保険料についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（高木和博君） では、報告事項5に移らせていただきます。

資料は、委員会資料のナンバー5となりますので、よろしく申し上げます。

予算質疑のときにも説明しましたが、ちょっと一部説明が重なる部分がありますが御容赦いただきたいと思います。

平成28年2月16日火曜日に、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会において保険料が改定さ

れましたので、報告するものでございます。

保険料率改定の背景では、後期高齢者医療制度の保険料率は、特定期間、2年単位ではございますが、を通じて財政の均衡を保つこととされており、平成20年度の制度施行後、4回目の改定となります。

平成28年、平成29年度の保険料率の算定に当たっては、医療の高度化等により、引き続き高齢者1人当たりの医療費が増加していることに加え、後期高齢者負担率の引き上げにより、1人当たり軽減後保険料額の増加が避けられないため、前期同様、余剰金及び県財政安定化基金交付金を活用することで保険料の増加を抑制しております。

平成28年度、平成29年度の保険料率は、均等割額で850円増の4万2,690円、所得割率で0.56%増の8.55%となり、1人当たり保険料は2,429円増の年額5万9,272円となりました。主な増加原因は、1人当たりの医療給付費が前期の79万4,140円から81万6,193円と2万2,053円増加することと、国において後期高齢者負担率が0.26%増の10.99%となったことが主な要因でございます。このため、後期高齢者医療広域連合においては、保険料率を抑制するために平成27年度末に生じる余剰金25億円と、県の財政安定化基金交付金5億7,000万円を投入することで増加率11.2%から4.27%にとどめるものでございます。

大変失礼しました。(3)の保険料が増加する主な要因のところの米印がございしますが、過去4年間の給付実績云々の改定の「改」の字が会議の「会」になっておりますが、それを直していただきたいと思っております。済みません。

市民の方につきましては、平成28年4月15日広報で、保険料改定率のお知らせをいたしまして、7月中旬に保険料の通知書を発送する予定で準備を進めております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、この件に関して質疑を行います。

ございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて報告事項6. スマートフォン等を活用した情報発信ツール「仮称：かにつ子ナビ」のモデル運用開始についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○健康増進課長（井藤裕司君） 資料6をごらんください。

スマートフォン等を活用した情報発信ツール「仮称：かにつ子ナビ」のモデル運用開始についてということで、1番、検討経緯でございますが、平成26年5月27日、これは電子母子手帳を試験的に導入している千葉県柏市の事例を紹介されたのがきっかけになります。

平成26年6月2日に、総務省の補正予算のICT街づくり推進事業、これに応募をいたしました。結果としては不採用でしたけれども、引き続き子育て世代の支援ということで検討する意義はあるというふうに考えまして、システム提供者の株式会社MTIといたしますが、こちらと協議を続けてまいりました。

先ほど予算決算委員会のときにもお話ししましたが、平成27年2月からモニター的に運用を開始してきております。

平成28年2月29日、先月末現在でモニターは、85名の登録がございます。

この事業の目的としましては、利用者が楽しく気軽に使えるサービスを提供し、多くの子育て家庭が子育てに必要な情報を簡便に受け取ることができる機会を提供するものでございます。

内容としましては、スマートフォンなどで子育ての記録をつけながら、自然に行政からのお知らせや子育て情報を見ることができる情報発信ツールでございます。現在ある紙の母子健康手帳にかわるというものではございませんので、電子母子手帳という名称は使用しません。

どんなことができるかというところですが、1つは、利用者が自分で記録する機能としまして、子供の成長を記録したり、健診の記録をしたり、予防接種のスケジュールを管理したりという機能がございます。

それから、行政が情報提供できる機能としましては、可児市からの子育て情報、例えば教室の案内であるとか動画、こういったものを提供できるようになっております。それから、子育て情報だけではなく、可児市の状況も知っていただきたいということで、可児市のホームページの最新情報も見ることができます。それから、子供の年齢に応じたお役立ち情報を見ることができるというものでございます。

今考えている対象者として、可児市に住所を有し、利用規約に同意して利用登録された妊娠・出産期から乳幼児期までの子育て家庭を考えております。

モデル運用期間としまして、モニター運用にかえて、平成28年4月からは利用者を限定せず、登録した方が誰でも利用できるような形で、モデル的に1年間運用したいというふうを考えております。

事業費は、モデル運用のため費用としては発生をいたしません。

それから、効果としましては、利用者が楽しく子供の成長を記録しながら自然に行政からの情報が目に入るので、これまで関心が薄かった層の子育て家庭にも、行政とつながる機会を広げることができるという効果を期待しております。以上でございます。

○委員長（板津博之君） この件に関して質疑を行います。

ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

続いて報告事項7. 美濃金山城跡保存活用計画の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○文化財課長（長瀬治義君） 史跡美濃金山城跡保存活用計画書案の資料をごらんください。

この計画の策定につきましては、策定委員会を組織いたしまして平成26年度、平成27年度の事業として、国庫補助をいただきまして取り組んでまいりました。

この平成28年1月29日に開催いたしました最終の策定委員会の意見を取り入れまして、さらに修正を加えた後に、その策定委員会の皆様からはオーケーをいただいているものでございます。現在は、最終の構成段階でございます。

平成26年度におきましては、保存管理計画としてスタートいたしましたけれども、平成27年度からは、国のほうが計画の名称を保存活用計画というふうに改めましたため、それに従いまして最終的には史跡美濃金山城跡保存活用計画となりました。なお、この名称の変更は、計画に盛り込むべき必須の内容を大きく変えるものではありません。

初めに、目次をごらんください。

第1章から第3章までは、計画の前提条件といたしまして、そして第4章から第7章が中心となる部分でございます。その中で、第3章第2節の自然的概要や、同じく第3章第5節の石垣の調査、それから第4章第3節の遺構の保存状況、これらにおきましては、この計画策定に伴いまして新たに実施した調査の結果を盛り込んでおります。第4章、保存管理では、今後の保存の管理に向けての実効的な方針とか基準を記載しております。第5章、整備活用と、第6章、管理活用の体制では、基本理念や基本方針を記載しまして、今後の整備構想、整備計画へとつなげてまいります。

3ページをごらんください。

ここでは、計画策定の組織についてお示ししてございます。策定委員会のメンバーは8名、そのうち各分野の専門家の方6名、地元の方が2名という内訳でございます。

庁舎内の組織としましては、5ページあるいは6ページにあるような推進会議を設けて策定してまいりました。

7ページをごらんください。

ここにありますフロー図は、この保存活用計画の位置づけについてのものでございます。平成26年度、平成27年度にこの保存活用計画を策定いたしまして、保存と管理についての実効的な運用と整備活用の方針を掲げます。今後、平成28年度、29年度には、その右隣にあります整備基本構想、整備基本計画を策定しまして、さらに整備活用についての具体化を図ってまいります。そして、これらを一体的に運用いたしまして、保存、管理、整備、活用へとつなげていくという位置づけでございます。

36ページをごらんください。

(5)のまとめでは、このページまでの自然的な調査を実施した内容についてまとめてございます。地質や地形、動物につきましては、保存管理上特に急いだ対策をとる必要はない、注視していくといたしました。

植物につきましては、39ページに見ますように、折り込みの図でございますが、ツブラジイの群落、あるいはヒノキの植林が取り巻いておりまして、本丸にある県指定の天然記念物、オオウラジロノキと申しますけれども、それ以外には貴重な植物としては見つかってございません。城跡の石垣保護のための樹木の伐採につきましては、特に大きな問題はなく、定期的に行う必要があるということを記載してございます。

次に、51ページをごらんください。

第3章の第5節では、今後の管理とか整備に向けまして、石垣の状態を把握するために行った調査の結果を記載してございます。全ての石垣について、各石垣の石垣列ごとにカルテを作成しまして、現状の石垣の状況を把握し、示しました。

52ページ以降には、そのカルテの中で図のみを示してございます。

次に、73ページをお願いいたします。

73ページからが中心となる部分でございます。

第4章、保存・管理におきましては、保存管理の基本方針を示してございます。

76ページをごらんください。

この保存管理に関するこの章の第2節では、保存管理の方法あるいは方針としまして、史跡部分とそれに関連するその周辺をA、B、Cの3つの地区に分けて定めております。78ページにそれらの区域図がございまして、赤で示したところが史跡部分、A地区、ブルーで囲ったところがB地区、グリーンのところはC地区という3つの区分でございまして、A地区につきましては、史跡指定の範囲内、B地区はこれに接する南側の主に公園となっている部分、C地区は城下町として捉えられる部分でございまして。

ただし、C地区につきましては、現在でも文化財保護法の適用を受けます周知の埋蔵文化財包蔵地となっておりまして、現在でも、今後もその規定に従いまして運用してまいりますために、この計画では、新たな管理方法とか基準は定めておりません。A地区につきましては、遺構の保護を前提としまして、原則として現状変更は認めない方向でございまして、城跡の利活用に関する施設、あるいは山の管理、眺望確保、あるいは市民生活上必要なインフラなどにつきましては認めていく方針ということを記載しております。B地区につきましては、城跡と共存していく範囲としております。

77ページには、地区ごと、構成要素ごとの保存管理の方法が、そして79ページには、地区ごと、種類ごとの現状変更などに関する基準をまとめてございます。

次に、94ページをごらんください。

第5章、整備・活用には、(1)としまして整備活用事業の基本理念としまして、市民がその価値の認識を共有するとともに、市民との協働により整備活用を図るということに記載しております。

(2)の整備活用の基本方針では、3つ掲げてございまして、誇りづくりとしまして、誇りとなり学習の場として活用できる整備、体感できる場としての整備を行うという方針を上げました。2つ目に、憩いと安らぎといたしまして、親しまれ、散策や健康づくりにも活用できる場としての整備を掲げました。3つ目には、交流、にぎわいの創出といたしまして、観光交流資源としての利用も想定し、そのほかの城跡とも連携した交流の場とすることを掲げました。

次に、97ページをごらんください。

ここには、第6章としまして、管理・活用の体制が記載してございます。第2節のところ

ですが、関連機関との連携、専門家による指導、そして市民との協働につきまして記載しております。

次に98ページをお願いいたします。

第7章といたしまして、今後の課題を記載してございます。第1節の調査・研究では、今後の整備基本構想、基本計画策定の作業と並行いたしまして継続的に発掘調査などを進めることや、保存技術についての調査を上げました。第2節、史跡の追加指定の項目では、遺構の保存上必要な部分につきましては、今後とも追加指定を目指していくことを上げました。また、99ページの第3節、保存上の課題におきましては、石垣保護のための除伐と管理を上げまして、最後に100ページの第4節、活用の課題では、見学コースの設定、眺望と景観の確保、ボランティアの育成と活用について記載をさせていただいております。

初めに申し上げましたように、本計画につきましては、保存管理の視点からは、本計画をもって実質的な運用をしております。また、整備活用の視点では、本計画の方針に従いまして、今後、整備基本構想や基本計画の中で具体化しております。年度末までに、さらに字句の訂正等、微修正でございますが、加えて策定とさせていただきたいということでございます。

文化財課のほうは以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、この件に関して質疑を行います。

○委員（亀谷 光君） 課長、ちょっと質問です。

せんだってアバウトな説明をちょっと聞いたんですけど、というのは、あそこの城の一番の本丸のあるところに神社が建っていますよね。あれの遺構を残すためにあれを壊す、どうするという議論で、あれの状況は今後どういうふうな工程ですかね。

○文化財課長（長瀬治義君） 地元のほうで鳥竜神社と申しております。かつて本殿がございまして、拝殿がございまして、一番目立つ建物は、拝殿と呼ばれている部分でございます。

この建物につきましては、平成25年度から平成26年度、平成27年度と地元との窓口をつかっていただきまして話し合いを続けてまいりました。そういったところ、今年度をもちまして神社を地元のほうで移転していただくことができました。建物といたしましては、その拝殿が残ってございますが、それは今後撤去していくという道筋になっております。

そして、先ほども申しました今後の整備基本構想、あるいは整備基本計画の中で、調査を伴ってそういう計画をつくっていくと。それも調査を伴いながら、城を幾つかのエリアに分けて計画をつくってまいりますので、その基本構想、あるいは基本計画をつくっていく中で、その建物の下も調査するという道筋でございます。新年度には、その建物の撤去の費用の予算化を要望しております。できればその翌年度に調査費を上げさせていただきたいということを考えております。以上です。

○委員（亀谷 光君） もう1点いいですか。その鳥竜神社というのは、いつごろ建てられたもので、どのぐらいの年月たっているものですかね。

○文化財課長（長瀬治義君） 兼山町史の記載からいきますと、昭和28年か昭和29年に建てら

れたという記憶でございます。

○委員（田原理香君） こちらの5ページの中で、要綱の中で、美濃金山城跡を生かしたまちづくりに関するのとあります。保存管理や管理体制はもちろんなんですが、こうしたまちづくりに関するのとありますが、例えばそれはどういったことでしょうか。

○文化財課長（長瀬治義君） 協議事項の中的美濃金山城を生かしたまちづくりに関するのとという記載でございますね。あくまで中心を美濃金山城に据えまして、それを利用した主にソフト事業を考えております。それをこの教育委員会サイドでということではなくて、庁舎内の関連部署、観光交流課ですとか、地域振興課ですとか、そういったところと連携を図って主にソフト事業を推進していくというような趣旨で書かせていただいております。

○委員（田原理香君） そのまちづくりに関するソフト事業というのが、ちょっとイメージがつかませんが、例えばどういったことですか。

○文化財課長（長瀬治義君） 地域のお祭りに関するものであったり、あるいは桜まつりもあるでしょう、あるいは夏休みの子供祭りもあるでしょう、あるいは子ども会の諸行事もあるでしょう、あるいは武者行列などもあるでしょう、秋祭りもあるでしょう、そういったお祭りに関するのと、あるいはその他健康づくりに関する諸行事もあるでしょう、PTA行事もあるでしょう、そのようなことでございます。

○委員（亀谷 光君） 済みません、もう1点です。

課長、ひょっとしたら所管が違うかもしれないけれども、実は前年度に全国山城サミットというのがありまして、私もよく知らなくて初めてお邪魔したんですけども、金山城がかなりの勢いで担当の人が来てくれて頑張っておられるんですが、結果的に全国に年に1カ所しかないんですが、それに向けて何か可児としては挑戦しようと、その山城サミットやろうと、可児も10の城跡がありますからね。そこからのろしを上げてみようと、そういうような大きなあいつものは、文化財課のほうと観光交流課とまた別かもしれんけど、その辺はどうなんですかね。

○文化財課長（長瀬治義君） 今年度、米原で行われた全国山城サミット、行政が直接行うのではなくて、第三セクター、NPO、そういったところが主体となって、もう何年も何年も全国持ち回りでやっているというところがございます。平成28年度、平成29年度、平成30年度までは既にもう手を挙げているところがあるという状況の中で、平成31年度に可児市は手を挙げております。以上です。

○委員長（板津博之君） そのほか質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件は終了といたします。

続いて報告事項8. 可児市教育基本計画（後期計画）（案）に関するパブリックコメントの結果についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（渡辺達也君） 可児市教育基本計画（後期計画）（案）に対するパブリック

コメントにより提出された意見と、意見に対する市の考え方ということで、御報告をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー8番でございますが、この資料で報告させていただく前に、昨年12月に教育福祉委員会でこの計画案の御説明の際に御意見等も賜りました中で、再検討を行い、見直しを図った2点についてだけ、あらかじめ口頭で御報告させていただきます。

1点目は、計画案の中に学校、家庭、地域、三位一体による子育てという表現、この三位一体という言葉の語源を踏まえての使用の疑義に関する御意見に対しましては、もっとわかりやすい表現に見直すという観点から、家庭、地域、学校の協力により子育てというふうに表現を変えてございます。

2点目でございます。計画の中にインクルーシブ、この言いかえとして括弧書きで共生という表現をさせていただいたんですが、本来の排除しないという意味合いが伝わりにくいんじゃないかという御指摘に対しましては、教育の場面におきましては、インクルーシブ教育という形で使われるのが一般的でございます。この表現に変更いたしまして、計画書（案）の巻末の用語解説で、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないことという説明に変更させていただきました。あわせまして、合理的配慮はインクルーシブ教育システムの構成条件の一つであることから、合理的配慮の提供など、インクルーシブ教育の推進という表現に改めさせていただきました。

以上2点を踏まえまして、計画書（案）をパブリックコメントに付した結果を資料ナンバー8で報告させていただきます。

パブリックコメントによりまして、お2人の市民の方から6項目の御意見をいただきました。

1点目でございます。

提出されました御意見の趣旨でございますが、E d u c e 9がマイナス10カ月に発展的に吸収される説明の図が偏っていないか。シンボリックな表徴も検討したらどうかというような御意見でございました。

これに対します市の考え方としましては、図の説明の実質的な意味合いは、旗をつけかえるというよりもE d u c e 9で培われてきました中核的な取り組みを継承していくというものでございます。なお、この取り組みにつきましては、計画の通称名にもなっております「笑顔の学校」のスローガンのもとで推進していくもので、市民に浸透し、親しまれるようなシンボルマークの作成を進めているというものでございます。

御参考までに、今検討しておりますそのシンボルマークでございますが、この資料の4ページでございます。裏側でございますが、これが「笑顔の学校」のシンボルマークということでございます。このデザインは、可児市教育大綱の実現により、学校現場の子供たちや先生、保護者、地域住民などに笑顔があふれているイメージを市章をもとに図案化したものでございまして、可児市教育基本計画（後期計画）を推進していく上でのスローガンである「笑顔の学校」のシンボルマークですというふうに書いてございますが、こういったマーク

を検討しております。

2点目に参ります。

日本一子供の心に寄り添い、個々の力を引き出し伸ばす義務教育の推進というのなら、目標水準もこれに見合ったものにすべき、または日本一の言葉は削除すべきではないかというような御意見でございます。

これにつきまして市の考え方は、この表現は、本計画の上位の考え方でございます。可児市教育大綱で目指しているものでございまして、その実現を目指す立場から、この文言の削除や変更は考えてございません。日本一の表現は、数値の比較による優位表現として使用するのではなく、子供たちの教育に対する教職員などの意気込みや思いの強さなどをあらわしたものでございます。目標水準は、環境の変化などにより現状維持程度の指標もございしますが、計画期間の4年間を見据えた現実的な目標数値として設定しており、設定の見直しは考えておりません。

ただし、教職員などが日本一という意気込みで子供たちに接していくことができれば、これらの数値も結果的に向上していくものと考えているものでございます。

続きまして、2ページでございます。

3点目でございますが、E d u c e 9の名は、今回の後期計画でなぜ排除されるのか。次回の新しい教育基本計画からでよいのではないかというような御意見でございます。

これにつきましては、E d u c e 9の名称につきましては、言葉自体が市民にわかりにくいという理由から、市民に広く定着したとは言いがたい状況であると認識しております。このため今回の後期計画では、子供たちにも理解できる「笑顔の学校」をスローガンに、E d u c e 9の中核的な取り組みは継承していくものでございます。

4点目でございます。

前期計画の中では、自尊感情の大切さの記述があったが、今回の計画では自尊感情、自己肯定感がどこかでふれられているのかというような御意見でございました。

これにつきましては、市の考え方としましては、自尊感情、自己肯定感の育成につきましては、本計画の中の命の大切さや規範意識などを育むなどに包括しておりましたが、自己肯定感などは確かに大切な視点ではございますので、計画書の具体的手段に、以下追加項目としてございますが、2点を追加するものでございます。1つは、互いのよさを認め合える温かい人間関係の醸成、2つ目は、ソーシャルスキルトレーニングなどを通じた社会性や自己肯定感などの育成とさせていただきます。

3ページでございます。

5点目の、前期計画の中の新図書館の整備に向けた研究・検討はどうなったのか。現在の図書館での新たな整備について書いてほしいというものでございますが、これにつきましては、前期計画期間中に市職員で構成されましたこのテーマに係る懇談会で協議、懇談を行った経緯がございしますが、新図書館建設を前提とした具体的に踏み込んだ内容のものには至らなかったものでございます。

後期計画では、現図書館の予防保全と図書館サービスの提供を充実させることとするもの  
でございます。

最後の6点目でございます。

教育委員会室の設置などを初め、教育委員の待遇改善をしてほしいというものでございま  
す。

これに対する市の考え方としましては、委員からそういう待遇改善の申し出はございませ  
んが、委員と事務局の連携を密にしながら、教育委員会のさらなる活性化に努めてまいりた  
いというものでございます。以上でございます。

○委員長（板津博之君） それでは、この件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

○委員（田原理香君） 2ページ目の2番目のところです。

私ども地域でもE d u c e SAKURAとして、定着して今進んでいるところですが、  
ここで市の考え方の中で、一部評価はされているものの、かかわりが少ない方には定着した  
とは言いがたい状況ですとか云々書いてありますけど、こういったことって総括として何か  
しらで何か出てきましたでしょうか。

○教育総務課長（渡辺達也君） 今回新しくこの基本計画、後期計画を策定するに当たりまし  
て、この策定の前提として、教育委員会として総括させていただきました。以上ございま  
す。

○委員長（板津博之君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了といたします。

そのほか何かございましたら発言を許しますので、ありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これにて教育福祉委員会を閉会といたしますが、委員の皆さん  
はそのまま自席でお待ちください。お疲れさまでございました。

閉会 午後2時38分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成28年3月15日

可児市教育福祉委員会委員長